

地域特産品の地酒を中心とした南会津町の魅力発信

国内プロモーション実施業務委託 仕様書

1 業務名

地域特産品の地酒を中心とした南会津町の魅力発信国内プロモーション実施業務

2 業務の背景と目的

ALPS 処理水の海洋放出が開始されたことで、新たな風評被害の発生が危惧されることから、南会津町の地酒ペアリングイベントを含む魅力発信イベントやプロモーションツアーを実施し、首都圏を中心とした県外の方に向けて町の魅力や安全性を伝え、認知度向上と風評払拭を図る。また、WEBやSNS等を活用した効果的な情報発信を通して、地酒の購買層の拡大や観光誘客の促進につなげることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

4 業務内容

(1) 南会津町へのプロモーションツアーの実施による情報発信

- ・料理研究家やバイヤー等酒の伝道師を対象に、プロモーションツアーを実施すること。
- ・実施場所は南会津町内とし、行程は1泊2日とする。
- ・ツアー内容は、特産品の生産者・販売業者等（酒蔵を含む）を訪問し、正しい産地情報や町の魅力等が発信できる内容とする。
- ・ツアー催行人数は4名以上とし、委託期間内に1回実施する。
- ・実施時期については、契約期間内で適宜実施するが、想定行程案の実施時期を提案すること。また、その時期に実施する理由を明記すること。
- ・ツアー中は、記録動画・写真の撮影を行うこと。

(2) 首都圏等でのプロモーションイベントの実施

① 酒屋バー等でのイベント及び地酒販売の実施

- ・酒屋バーや地酒専門店等で南会津町の地酒の試飲を含むイベント及び地酒販売を実施する。
- ・実施場所は、東京都23区内を想定する。
- ・委託期間内にイベントを1回以上実施し、販売期間は2週間程度とする。

② 料理講座の実施

- ・料理研究家等を講師に招き、料理講座を実施する。
- ・講座では、南会津町産品を活用した地酒ペアリングメニューを開発すること。
- ・実施場所は、東京都23区内を想定する。
- ・1回あたりの催行人数は15名以上とし、委託期間内に1回以上実施する。

③ 首都圏等の飲食店でのペアリングメニューの提供

- ・メニュー提供する飲食店は1店舗以上とし、期間は2週間程度とする。
- ・提供するメニューは、南会津町の特産品を使用したペアリングメニューを提供する。
- ・実施場所は、東京都23区内を想定している。

- ・実施期間内において、南会津町内4蔵元との交流イベントを1回実施する。
 - ・イベント中は、記録写真の撮影を行うこと。
- (3) WEBやSNS等を活用した情報発信
- ・イベント集客や本事業の取組等、SNS等を活用して情報発信する。
 - ・観光誘客のため、WEBやSNS等で南会津町の魅力や安全性を複数回発信する。
- (4) 参加者に対してアンケート調査・分析を行い、南会津町ファンの獲得が期待できるツアーコンテンツについて実用的な提案を行う。
- (5) 業務の実施スケジュールを明らかにした業務計画書（任意様式）を作成し、進捗状況について報告する。

5 成果物

本業務完了後、履行期限までに下記の成果物を提出すること。

- (1) 事業実施報告書 紙媒体1部（電子データを含む）
- (2) 本事業で作成した掲示物（電子データを含む）
- (3) イベント等の様子を撮影した動画・写真データ
- (4) その他、本業務で作成した資料のうち、町が指示する資料

6 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- (2) 事前に書面にて当町の承認を得た場合は、本業務を第三者に再委託することができる。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (4) 受注者は、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じるとともに、本業務において受注者が取り扱う情報及びデータ等の管理に当たっては適切な管理を行うこと。
- (5) 成果物の所有権、著作権及び利用権は、全て南会津町に帰属するものとする。ただし、第三者が権利を有する著作物、肖像権その他全ての権利（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。なお、受注者の責めに帰すべき事由により著作権及び肖像権関係の紛争が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。
- (6) 受注者が従来から有していた受注者固有の知識、技術に関する権利については受注者に帰属する。
- (7) 業務完了後に、受注者の責めに帰すべき事由により、成果物の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な措置を行うこと。この場合に要する経費は受注者の負担とする。
- (8) 受注者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により当町又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

7 その他

本仕様書に記載されていない事項は双方協議により決定するものとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。